

税理士 大城 真徳

プロフィール

昭和48年1月 開業  
kbc学園グループ 理事長

第89回「知って得する・ためになる」

# 税務トピック!

## 東日本大震災の寄付について

### I. 東日本大震災にともなう義援金・支援金等の寄付

東日本大震災にともなう義援金・支援金等の寄付について「国等に対する寄付」(法人の場合)または「特定寄付金」(個人の場合)になるものは下記の場合です。

ちなみに日本赤十字社へ寄付された義援金は、被害者及び被害世帯の数に応じ各被災都道府県に分配されます。

- ① 国、地方公共団体へ直接寄付した義援金など
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄付した義援金など
- ③ 新聞社・放送局等の報道機関へ直接寄付した義援金などで、最終的に国または地方公共団体に拠出されるもの
- ④ 共同募金会(市町村共同募金会 含む)の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄付した義援金など
- ⑤ 募金団体を通じて、最終的に国または地方公共団体に拠出されることが明らかな寄付金

### II. 募金団体への寄付

募金団体への寄付が「国等に対する寄付」もしくは「特定寄付金」になる為には、その募金団体が所轄税務署長から、募金要綱、募金趣意書、専用口座の有無、義援金の拠出先などの確認を受けていることが必要となります。

そのため同業者団体などに寄付した個人及び法人は、その募金団体に上記の内容について確認をしてから経理処理されることをお勧めします。

また、振込支払などで募金団体が専用口座を設けていない場合は、寄付者から預かった義援金を国、地方公共団体へ拠出することを明記した「預り証」が必要です。

他方、義援金の受付専用口座が設けられている場合には、その口座に振り込むだけで国または地方公共団体に拠出されることが明かです。この場合は「預り証」がなくても「振込票」の控などをもって税制上の優遇措置が受けられます。

### III. 寄付したことを証明する書類について

確定申告をする際には寄付したことを証明する下記のような書類とともに、振込口座番号が義援金の受付専用口座であることを確認できる募集要項・募金趣意書などを添付、または提示してください。

- ① 共同募金会や日本赤十字社等が発行する受領証
- ② 募金団体が発行する「預り証」
- ③ 郵便振替で支払った場合の半券(振込口座が義援金受付専用口座である場合に限る)
- ④ 銀行振込みで支払った場合の振込票の控え(振込口座が義援金受付専用口座に限る)

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!



**大城真徳税理士事務所**

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階  
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp

《主な支援内容》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ● 決算事前対策
- 経営計画策定 ● 業績管理支援 ● 起業家支援
- 経営革新支援 ● パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ● 適正な生命保険指導

「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます) ... → (URL) <http://www.masism.com>